生物多様性国家戦略の見直しに関する経緯について

生物多様性条約の採択(平成4年5月)

平成5年12月発効

締約国:190ヵ国



生物多様性国家戦略の決定(平成7年10月)

環境基本計画の改定 (平成12年12月)

環境省発足 (平成13年1月)

関係省庁の施策の動向

- ·河川法改正(H9)
- ·海岸法改正(H11)
- ·食料·農業·農村基本法の成立(H11)
- ·港湾法改正(H12)
- ·森林·林業基本法の成立(H13)
- ・水産基本法の成立(H13)

新・生物多様性国家戦略の決定(平成14年3月)

自然再生推進法制定

自然公園法改正

鳥獣保護法改正

(平成14年)

カルタヘナ法制定(平成15年)

外来生物法制定

文化財保護法改正

景観法制定

(平成16年)

国土総合開発法改正(国土形成計画法)(平成17

第3次環境基本計画 閣議決定(平成18年4月)

鳥獣保護法改正 (平成18年6月) 2010年目標(平成14年 COP6)

第1回点検(平成15年度)

第2回点検(平成16年度)

平成17年~ 人口減

MA(ミレニアム生態系評価) (平成17年公表)

第3回点検(平成17年度)

GBO2(地球規模生物多樣性 概況第2版)(平成18年

第4回点検(平成18年度)

COP10(2010年)の日本招致に 関する閣議了解(平成19年1

G8環境大臣会合(平成19年3月

生物多様性国家戦略の見直し